

2009くらしのサポーター通信No.37

2009.7発行

ハイライト:

□今月のテーマ:新制度を利用した詐欺等

□交流コーナー:コラム 2は女性、3は男性~5は結婚~

新制度を利用した詐欺等

社会の変化や生活の高度化等に伴い、多くの新しい制度が施行されてきていますが、新制度を利用した詐欺が発生しています。また、従来からある悪質商法も巧妙化してきています。

1 新制度を利用した詐欺について

定額給付金の振り込め詐欺が全国的に発生したことは、記憶に新しいところですが、こうした新しい仕組みやサービスに便乗した詐欺が後を絶ちません。

これは、

- 1 制度開始前後は消費者の多くが制度の詳細を十分理解しておらず、つけこまれやすい。
- 2 人は複雑な話を聞き不安になったところで、「至急する必要がある」などとせまられると、理性を失って行動してしまいがち。
- 3 生活の面倒なことが、現代はさまざまなサービスに任せられることが多い。

等々のことが背景にあると思われる。

そこで、ここでは新制度を悪用した詐欺の事例を上げますので、被害防止の参考としてください。

■地上デジタル放送

実際は工事は義務づけられていませんが、工事業者を装い、機器の代金やアンテナ設置費を要求する。

■ねんきん特別便

これは回答方式になっていますが、回答が遅れても年金の減額や停止はありませんし、手数料等もかかりませんが、社会保険庁関係職員を装い「回答が遅れているので手数料等を払わないと年金が止まる」などと言い手数料等を要求する。

■裁判員制度

裁判員になるのは候補者と通知された人だけで、辞退にお金はかかりません。

■長期使用製品安全点検制度

この制度は石油給湯機等の購入時に、メーカー等に所有者登録をすることで、適切な時期に点検通知が届き、所有者が点検を依頼した場合に点検が行われるという制度ですが、依頼もしていないのにメーカー側の点検員を装って、点検費用を要求する。

■火災警報器設置義務化

住宅の火災警報器設置が義務化されたことを利用し、官公庁の職員（官公庁の職員が販売することはありません）を装い契約をせまり、高額の代金を要求する

新制度はこの他にも、エコポイント制度等もあり、内容が十分に知られていないことに着目した詐欺の発生も今後考えられます。

被害防止には、詐欺事例などを知り、その場で慌てないようにするために、どう対応するか普段から考えておくことが重要です。詐欺の場合は消費者に考えさせないようにしたい（即断させたい）わけですから、原則的には、その場で対応せず（考える時間をもつ）、関係先等（例えば裁判員制度であれば裁判所）に問い合わせたりすることで、被害防止が図られやすいと思われる。

また、詐欺だけでなく、悪質商法全体に通じることですが、「自分だけはしっかりしているから大丈夫」と思わないことも大切です。

2 巧妙化してきている悪質商法等について

★ハガキによる架空請求

架空請求に関する消費者情報センターへの相談は、昨年度までは電子メールによる請求が大半でしたが、今年度に入りハガキによる存在しない団体からの架空請求が増え、例えば4月ですと架空請求に関する相談件数36件のうち、25件がハガキによるものとなっています。

内容としては、「民事裁判通知書」を表題とし、「契約不履行を理由とする起訴状を裁判所が受理した。なお、詳細については当局まで連絡されたい。」と記されたもの、亡父あてに「消費料確認通知書」として、「未払料金があるので早急に支払われたい。」と記されたもの等です。また、差出人は、「東京管理事務局」、「日本財政管理事務局」、「全国消費生活相談センター」などと名乗り、いかにも官公庁に類似した名称を付けて、受取人をだまして信用させようとしています。

さらに、最近では金融機関の対策が進んだため、請求書には振込先は記載せず受取人に電話などで連絡させて、現金書留による送金、電話で送金先を知らせるなど、巧妙化しています。

★海外宝くじ

購入した覚えがないのに「海外の宝くじが当選した」という郵便が届きます。手数料を支払えば当選金を振り込む、と書かれています。海外の宝くじを日本国内で入手することは刑法に違反することがありますし、もともと購入した覚えのない海外の宝くじが当たるはずがありません。これは、特に海外の宝くじは日本の宝くじに比べると当選金が高額な場合が多いですから、これを期待させて手数料の支払いを求める手口です。一度支払うと次々と通知が来ますし、内容を変えて、もっと多額の料金を求めて来る場合もあります。

これは、何年も前からあるものですが、最近では、印鑑を押さないと受け取ることができない「書留」で送られてくる場合があります。書留で送られてくると、受け取った方も信じやすくなると考えられますので、このような、巧妙な手口を使う業者もでてきています。

★二次被害

例1：数年前、訪問販売で羽根布団を購入した。販売会社は倒産したが、

① 残った羽毛を管理していると名乗る業者から、良い羽毛なので勿体ないと新しい布団を作るよう勧める。

② 倒産会社の保証を引き継ぐと名乗る業者から、来訪したいと何度も電話がある。

例2：数年前、一定期間で合格すれば教材費を返還すると言われ資格講座を契約。合格しなかったが、最近になって、契約を終了するための高額の手数料を請求されている。

2例とも二次被害の手口です。例1は関わらないようにすることが、大切です。例2は不当な請求であれば応じないよう、毅然と対処してください。

★融資保証金詐欺

実際は融資しないにもかかわらず、融資する旨ダイレクトメールや電話などで勧誘し、申し込んできた者に保証金などを名目に現金をだまし取ります。

手口としては、大手正規のクレジット会社等を装い（または思いこませ）、借金一本化（おまとめローン）等の融資を持ちかけ、それに応ずると「保証料」、「手数料」などの名目で送金させます。しかし、実際には融資は行われず、業者にも連絡がとれないというものです。送金にあたっては指定した別の消費者金融で借りるよう指示し、宅配小包便で送金させるなど巧妙に行います。融資の前に何らかの名目でお金を送ることを要求すること等があれば関わらないようにしてください。

★投資商法

「高配当」や「元本保証」をうたい文句に勧誘され、しばらくは約束どおり配当金を出すことで信用させ、出資額を増やさせたりしますが、その後突然配当金の支払いが滞ってしまいます。

また、組織への加入者を増やしていけば配当が増えるというマルチ商法のような勧誘方法をとるものもあり、被害拡大の要因となっています。

このため、友人や家族など、親しい人からの勧めであっても儲け話を安易に信用しないこと、借金をしてまで儲け話に乗らないこと等を心がけてください。

消費者問題に関することでお困りの方が周りにいらっしゃる場合は、サポーター通信の情報を伝えていただくとともに、センターへ相談をおつなぎください。

徳島県の消費者相談窓口を充実しました

- 1 平成21年7月6日から、平日の相談時間を午後6時まで延長。
- 2 平成21年7月11日から、土曜日の電話相談（9:30～15:30）を開始。
- 3 平成21年7月16日から、南部総合県民局（美波・阿南庁舎）と西部総合県民局（美馬・三好庁舎）で、消費者相談（対面及び電話相談）を開始します。（各庁舎で月1回）
 - * なお、相談日が祝日の場合は、翌金曜日とします。
 - ・美波庁舎 毎月第3木曜日の10:30～15:30（受付は15時まで）
 - ・阿南庁舎 毎月第1木曜日の10:30～15:30（受付は15時まで）
 - ・美馬庁舎 毎月第4木曜日の10:00～15:00（受付は14時30分まで）
 - ・三好庁舎 毎月第2木曜日の11:00～16:00（受付は15時30分まで）

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

くらしのコラム

2は女性、3は男性～5は結婚～

中国からは句股弦の定理と伝わったピタゴラスの定理は、戦中に三平方の定理と名前が変更された。ピタゴラスの定理のピタゴラスは、数にこだわりなかでも素数には関心を持った。2と言うのは、割り切れる数であるので、自分と子どもに分割される女性であるとした。男性は子供を産めない、割れないので、3は男性を表す数であると考えたのだ。

女性と男性で結婚が成立するので、 $2+3=5$ から数字5は結婚を表す数である。女性が結婚をすれば幸福になれることから、 $2+5=7$ であり、7は幸福な数なのだ。男性が結婚をすれば視野が広がり、人生は末広がりであることを $3+5=8$ （8ではなく和数字の八）は示しているようだが、この話をピタゴラスは言っていない。

くらしのサポーター 三原茂雄

くらしのサポーター担当者より

今年の消費者大学校大学院は7月4日から毎週土曜日に開講され7月25日に修了いたしました。卒業生の皆様、おめでとうございます。

大学院を修了なさった方々にはどうか「くらしのサポーター」として、ご活躍して下さることを期待しています。

今年の夏も、暑い日が多いと思いますが、どうか皆様は体調をくずされませんよう、お元気にお過ごしください。